

## 岡山県保育士等キャリアアップ研修実施機関指定要綱

### (目的)

第1条 本要綱は、「保育士等キャリアアップ研修の実施について」(平成29年4月1日付雇児保発0401第1号)の別紙「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に基づき、保育士等キャリアアップ研修実施機関(以下「研修実施機関」という。)の指定等について必要な事項を定め、保育士等キャリアアップ研修の円滑な執行を図ることを目的とする。

### (研修実施機関の指定要件)

第2条 知事は、次の要件を満たすと認められる場合、研修実施機関として指定することができるものとする。

- (1) 市町村、指定保育士養成施設又は就学前の子どもに対する保育に関する研修の実績を有する非営利団体であること。
- (2) 研修事業を適正かつ円滑に実施するために必要な能力及び研修の実施に必要な財政的基盤を有していること。
- (3) 研修事業の経理が他の事業の経理と区分され、事業の収支を明らかにする書類を整備することができること。
- (4) 研修実施機関の指定を受けようとする者(以下「申請者」という。)又は申請者の代表者、役員若しくは関係者等が、岡山県暴力団排除条例(平成22年岡山県条例第57号)第2条第1号及び第3号に規定する暴力団及び暴力団員等でないこと。
- (5) 次の要件を満たす研修を実施すること。

#### ア 研修分野及び対象者

研修は、専門分野別研修、マネジメント研修及び保育実践研修のいずれかの分野とし、それぞれの研修の対象者は次のとおりとする。

- (ア) 専門分野別研修(①乳児保育、②幼児教育、③障害児保育、④食育・アレルギー対応、⑤保健衛生・安全対策、⑥保護者支援・子育て支援)

保育所等(子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業をいう。以下同じ。)の保育現場において、それぞれの専門分野に関してリーダー的な役割を担う者(当該役割を担うことが見込まれる者を含む。)

- (イ) マネジメント研修

(ア)の分野におけるリーダー的な役割を担う者としての経験があり、主任保育士の下でミドルリーダーの役割を担う者(当該役割を担うことが見込まれる者を含む。)

- (ウ) 保育実践研修

保育所等の保育現場における実習経験の少ない者(保育士試験合格者等)又は長期間、保育所等の保育現場で保育を行っていない者(潜在保育士等)

#### イ 研修内容

研修内容は、ガイドライン別添1「分野別リーダー研修の内容」のとおりとし、

「ねらい」欄及び「内容」欄に掲げる内容を満たしたものであること。

ウ 研修時間

研修時間は、1分野15時間以上であること。

エ 講師

研修の講師は、指定保育士養成施設の教員又は研修内容に関して、十分な知識及び経験を有すると知事が認める者であること。

オ 実施方法

研修会場は岡山県内であること。

研修の開催日、時間帯及び会場について、受講希望者が受講しやすいよう配慮すること。

研修の実施にあたっては、講義形式のほか、演習やグループ討議等を組みあわせることにより、より円滑、かつ、主体的に受講者が知識や技能を修得できるよう、工夫することが望ましい。また、eラーニングで実施する場合は、保育士等キャリアアップ研修をeラーニングで実施する方法等に関する調査研究（平成30年度厚生労働省委託事業）を参考にすること。

(指定の申請)

第3条 申請者は、研修の受講者の募集を開始する2か月前までに、様式第1号「保育士等キャリアアップ研修指定申請書（以下「申請書」という。）」に次に掲げる資料を添付して知事に提出しなければならない。なお、市町村は、(4)から(7)の提出は不要とする。

(1) 事業計画書

研修に関する日程（研修受講者の募集受付開始予定日、研修実施予定日、修了証交付予定日、事業実績報告書の提出予定日、研修会場、研修事業の実施体制（業務責任者、当該業務に従事する者の役割等）等を記載すること。

(2) 研修カリキュラム（様式第1号の1）

分野ごとに作成すること。

(3) 講師に関する書類

略歴、資格、保育に関する講義・研修の講師実績等を記載し、就任承諾書（様式第1号の2）を添付すること。

(4) 定款又は寄付行為

(5) 履歴事項全部証明書（登記事項証明書）

(6) 決算報告書（直近1事業年度のもの）

(7) 誓約書（様式第1号の3）

(指定の通知)

第4条 知事は、申請内容がこの要綱に規定する内容を満たしていると認められる場合は、様式第2号「保育士等キャリアアップ研修指定通知書」により研修実施機関の指定を行う。

- 2 知事は、申請内容がこの要綱に規定する内容を満たしていない場合は、相当の期間を定めて申請者に補正を求め、申請者が期間内に補正を行わないときは、指定しないことができる。

(指定の効力)

第5条 前条による指定は、指定を行った年度のみ効力を有する。

- 2 研修実施機関は、指定を受けた研修を翌年度も実施しようとする場合、研修の受講者の募集を開始する2か月前までに、様式第3号「保育士等キャリアアップ研修指定内容更新届出書」に次に掲げる資料を添付して知事に提出することにより、当該研修に対する指定は、引き続き、効力を有するものとする。

(1) 事業計画書

研修に関する日程（研修受講者の募集受付開始予定日、研修実施予定日、修了証交付予定日、事業実績報告書の提出予定日、研修会場、研修事業の実施体制（業務責任者、当該業務に従事する者の役割等）等を記載すること。

(2) 研修カリキュラム（様式第1号の1）

分野ごとに作成すること。

(3) 講師に関する書類

略歴、資格、保育に関する講義・研修の講師実績等を記載し、就任承諾書（様式第1号の2）を添付すること。

- 3 前項の「保育士等キャリアアップ研修指定内容更新届出書」の内容がこの要綱に定める内容を満たしていない場合は、相当の期間を定めて届出者に補正を求め、届出者が期間内に補正を行わないときは、当該届出を受理しないことができる。

(指定内容の変更)

第6条 研修実施機関は、第3条又は第5条の申請により指定を受けた内容を変更するときは、速やかに様式第4号「保育士等キャリアアップ研修指定内容変更届出書」に変更にかかる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- 2 前項の「保育士等キャリアアップ研修指定内容変更届出書」の内容がこの要綱に定める内容を満たしていない場合は、相当の期間を定めて届出者に補正を求め、届出者が期間内に補正を行わないときは、当該届出を受理しないことができる。

(研修修了の評価)

第7条 研修実施機関は、次のとおり研修修了の確認及び評価を行うこと。

(1) 研修修了の確認

15時間以上の研修（ガイドライン別添1「分野別リーダー研修の内容」の「ねらい」欄及び「内容」欄に掲げる内容を満たしたものを）を全て受講していることを確認すること。

(2) 研修修了の評価

研修の受講後にレポートを提出させるなど、各受講者の研修内容に関する知識及び

技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得の認識を確認すること。

ただし、レポート自体に理解度の評価（判定）を行って、修了の可否を決定することまでは必要としない。

なお、受講者のうち、態度が不適切な者や研修内容の理解を著しく欠いている者等については、修了の評価を行わないことができる。

#### （研修修了の情報管理）

第8条 研修実施機関は、次のとおり研修修了の情報管理を行うこと。

##### （1）修了証の交付

研修実施機関は、研修修了者に対し、様式第5号「保育士等キャリアアップ研修修了証（以下「修了証」という。）」を交付すること。なお、虚偽又は不正の事実に基づいて修了証の交付を受けた場合等においては、研修の修了を取り消すことができる。

##### ア 修了証番号

修了証に記載する修了証番号については、「都道府県番号（33）－修了証の発行年（2桁（西暦の下2桁））－研修指定番号（3桁）－通し番号（5桁）」の12桁とすること。

研修指定番号は、研修実施機関の番号（2桁）（指定時に岡山県で決定し、通知する）と研修種別番号（1桁）の3桁の番号とする。なお、「研修種別番号」はガイドライン別添2「修了証番号について」のとおりとすること。

##### イ 修了証の効力

修了証については、岡山県以外の都道府県においても効力を有するものとする。

##### （2）研修修了者の情報管理

##### ア 研修修了者名簿の作成

受講希望者からの申し込みの際、①保育士登録番号（受講希望者が保育士の場合に限る。）、②氏名・生年月日・住所、③勤務先施設の名称・所在市町村名（現に保育所等に勤務している者に限る。）を把握し、研修修了後には、①から③までの情報に加え、④修了した研修分野、⑤修了証番号、⑥修了年月日を記載した研修修了者名簿を作成すること。

なお、岡山県が他の都道府県及び市町村に①から⑥までの情報を提供することについて、受講の申し込み時において、受講希望者本人から同意を得ること。

##### イ 研修修了者名簿の提出

研修実施機関は、修了証の交付後速やかに、様式第6号「保育士等キャリアアップ研修実績報告書」に、研修修了者名簿を添付して、知事に提出すること。

##### ウ 個人情報の保護

研修実施機関は、研修を実施する上で知り得た受講者の個人情報の保護の重要性を認識し、研修の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、岡山県個人情報保護条例（平成14年岡山県条例第3号）等関係法令の規定に従い、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

##### （3）修了証の再交付

研修実施機関は、研修修了者の氏名の変更や修了証の紛失等の申し出があった際は、修了証の再発行を行うこと。

なお、研修修了者の情報に変更があった場合は、研修修了者名簿を更新し、速やかに知事に提出すること。

(調査及び指導)

第9条 知事は、研修の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、研修実施機関に対し、研修方法その他の事項に関し報告及びこれにかかる書類の提出を求めるとともに、実地に検査を行うことができる。

2 知事は、研修の実施等に関して適当でないと認めるときは、研修実施機関に対し、改善の指導を行うことができる。

3 知事は、前項における指導を行ったときは、改善が認められるまで、一時的に研修を中止するよう指示することができる。

(指定の取消し)

第10条 知事は、研修実施機関がこの要綱に定める内容に該当しなくなつたと認めるとき、若しくは前条に規定する指導に従わないときは、指定を取り消すことができる。

(その他)

第11条 研修実施機関は、適切に研修を実施し、研修修了の評価を行うことができる範囲において、研修の一部を委託することができるものとする。

2 研修対象者の受講希望者が研修の定員に満たない場合、当該対象者以外の者に研修を受講させることができるものとする。

附 則

第1条 この要綱は、平成30年10月15日から施行する。

2 この要綱は、平成31年度から実施する研修について適用する。

附 則

第1条 この要綱は、令和2年6月24日から施行する。

2 この要綱は、施行日以降に実施する研修について適用するものとし、施行前のものについては、なお従前の例による。